介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

１　事業の目的及び方針

八代市は、介護保険法の規定に基づき、介護予防サービス・支援計画を作成し、居宅要支援者及び事業対象者が要介護状態になることの予防又は現状の改善を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的に保健、医療、福祉等のサービスが提供されるよう配慮します。

２　介護予防支援事業所の概要

（１）名称

八代市第６地域包括支援センター

（２）設置主体及び運営形態

設置主体：社会福祉法人 敬愛会　　運営形態：八代市よりの委託方式

（３）住所及び電話番号

八代市日奈久塩南町１４６－7　　電話番号　０９６５－３８－３３７３

（４）開設時間

月曜日から金曜日（祝日、１２月２９日から１月３日迄の日を除く。）の午前８時３０分から午後５時３０分まで。

電話等による、２４時間常時連絡が可能な体制とします。

（５）従事する職員

ア　常勤・専従の管理者を配置するものとします。ただし、支障がない範囲で当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務等に従事するものとします。

イ　社会福祉士、主任介護支援専門員、看護師、介護支援専門員を配置します。

（６）職務内容

ア　介護予防サービス・支援計画の作成及びその変更

イ　介護予防サービス等の提供にあたっての主治医との連携

ウ　介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供

エ　利用者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との継続的な連絡

オ　要支援認定及び事業対象者登録等にかかる申請の援助

カ　介護予防サービス等（権利擁護及び成年後見制度を含む）に関する相談・説明

３　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法等

（１）相談を受ける場所

上記２に規定する所在地及び利用者の居宅

（２）使用する支援表の様式

利用者基本情報、基本チェックリスト、興味・関心チェックシート、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントアセスメントシート、介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表

４　利用料及びその他の費用

（１）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの報酬

介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、介護予防支援においては、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合はいったん１か月あたりについて下記の料金を頂き、介護予防支援提供証明書と領収書を発行します。

ア　介護予防支援

Ⅰ　４，５１０円（１か月）

Ⅱ　７，５８０円（１か月）（新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合）

Ⅲ１０，６４０円（１か月）（上記Ⅱの時に、居宅サービス計画等の作成に協力・連携した場合）

イ　介護予防ケアマネジメント（マネジメントＡ）

Ⅰ　４，４２０円（１か月）

Ⅱ　７，４２０円（１か月）（新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合）

ウ　介護予防ケアマネジメント（マネジメントＢ）

Ⅰ　３，１００円（１か月）

Ⅱ　６，１００円（１か月）（新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合）

エ　介護予防ケアマネジメント（マネジメントＣ）

Ⅰ　１，５２０円（１か月）

Ⅱ　４，５２０円（１か月）（新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合）

Ⅲ　委託連携加算（マネジメント費イ、ウ、エいずれも）

３，０００円（１か月）（居宅サービス計画等の作成に協力・連携した場合）

（２）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

５　通常の事業の実施区域

八代市の日奈久・二見・坂本区域とします。

６　苦情申立の制度

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談、苦情及び介護予防サービス・支援計画に基づく提供サービスについての相談、苦情は以下の窓口にて対応します。また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

（１）八代市第６地域包括支援センター

電話	０９６５－３８－３３７３
FAX	０９６５－３８－３３８０
利用時間	午前８時３０分～午後５時３０分
担当者名	地域包括支援センター所長　　松下　和聖

（２）八代市役所　相談窓口

所在地	〒８６６－８６０１ 八代市松江城町１－２５
担当課	健康福祉部　高齢者支援課
電話	０９６５－３３－４４３６

（３）熊本県国民健康保険団体連合会　介護サービス苦情・相談窓口

所在地	〒８６２－０９１１ 熊本市東区健軍２丁目４番１０号 熊本県国民健康保険団体連合会分館 （介護保険課内）
電話	０９６－２１４－１１０１
FAX	０９６－２１４－１１０５
利用時間	午前９時～午後５時まで

（4）熊本県介護保険審査会　介護保険制度全般に係る不服申し立て

所在地	〒８６２－８５７０ 熊本市中央区水前寺６丁目１８－１
電話	０９６－３３３－２２１８

（5）円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順等について

ア　苦情があった場合は、直ちに相手方に連絡をとり、直接訪問するなどして詳しい事状を聴くとともに、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当者からも事状を聴き、事実の確認を行います。また、必要時には検討会議を行い、早急に具体的な対応、処理を行います。

イ　苦情・相談の状況について、記録を保管し、再発防止に努め、改善後の状況について確認を行います。

ウ　サービス事業者に対しての苦情があった場合は、サービス事業者からも事状を聴き、事実の確認を行います。また、必要な改善をサービス事業者に申し入れ、結果報告を求めるとともに、改善後の状況について確認を行います。

エ　職員に対する研修を実施し、普段から苦情が出ないようなサービスの提供を心がけます。

7　緊急時の対応

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に利用者の身体状況が急変した場合等においては、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡し、必要な措置を講じます。

<table>
<tr><td rowspan="4">連
絡
先</td><td rowspan="2">家族等</td><td>氏名</td><td>（続柄　　）</td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療機関</td><td>医療
機関名</td><td colspan="3">(主治医氏名)</td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr>
</table>

8　事故発生時の対応

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、関係機関等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者　　（住　所）　八代市日奈久塩北町２９０５
（法人名）　社会福祉法人　敬愛会
（代表者）　理事長　太田黒　香純
（事業者名）八代市第６地域包括支援センター
（説明者）

私は本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要な事項について説明を受けました。

利用者　　（住　所）
（氏　名）

家族又は代理人　　（住　所）
（氏　名）